

1. アメリカの水産事情を調査する農商務省と官報

『源流』の「12. 磯焼けと根本での調査・『あわび研究』」において「…水産行政が揺れ動いていた。水産政策の要である農商務省水産局は1885（明治18）年2月に設置されたものの、1890（明治23）年6月に農務局に統合される形で廃止された。この措置に不満をもった水産業界では一致して反対したが、農商務大臣に復活を訴えても戻らなかった。その後、水産局に代わるべき水産調査所が計画され、1893（明治26）年4月に農商務大臣の管理下で水産調査所が設置され、水産に関する調査事務をおこなうことになった。それとともに13名の委員で水産調査会が付設されている。2年後に改正された官制では職員の構成は所長、技師（定数3人）、技手（定数14人）、書記（定数4人）に改められ、所長は農務局長が兼務していたなかで、水産局設置の要望が高まり、1897（明治30）年6月になって水産局は再設置された」と記述してきた。

水産調査所の5年間において技師岸上鎌吉は、鮑の調査研究を報告しており、前述の『源流』の「12. 磯焼けと根本での調査・『あわび研究』」のなかに「明治期に農商務省が全国の水産事情を調査した報告書があるが、そのなかで鮑と磯焼けに関わる調査報告がある。明治26年頃に安房の根本海域で農商務省水産調査所技師・岸上鎌吉が鮑調査をおこない『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治二十九年）に「あわび研究第二報」を報告」と紹介したが、この1893（明治26）年頃に根本に鮑調査に来た出来事は、金澤屋の協力を得ていたことが小谷清三郎宛に出した部下の佐々木沖太郎の書簡からわかった。乾鮑製造で知られる海産物業者「金澤屋」の清三郎の存在もあるが、やはり岸上にとっては水産伝習所の教え子であり、伝習所第1回卒業の佐々木にとっても第3回卒業の小谷仲治郎の先輩にあたり、仲治郎の存在を高く評価していたのではないかと。それがその後、農商務省水産調査所が野田音三郎や井出百太郎、磯部水哉などから依頼があったモントレーの鮑調査を金澤屋の小谷兄弟に声をかけた可能性が高い。

渡米前には鮑の調査研究を深め、カルフォルニア・モントレーの水産情報を確認したと思われる。とくに鮑の調査研究に関わることは、渡米してまもなくモントレーの住民たちによる採鮑業の規制条例問題がおこった際に、郡監督委員会や裁判所は採鮑業者たちに弁明の機会を与え、また陳述書を提出させたのである。岸上鎌吉論文や農商務省水産調査所の『水産調査報告』など最新の調査研究文献を勉強していた採鮑業者の一人として小谷仲治郎が、新聞への寄稿文や陳述書を作成したのではないかとと思われる。「4. 新聞にみるモントレーの住民たちの採鮑業規制要求」において、「H. Shimasaki」という名で新聞に寄稿した記事全文を掲載した。

なお、「あわび研究第二報」の発行の前に『続・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』（以下、『続・源流』と略）の「4. 小谷兄弟の渡米と岸上鎌吉の『あわび研究』」で取り上げた『水産調査報告（第三巻）第壹 第貳冊』（農商務省水産調査所 明治28年）の「あわび研究第一報』がある。そこには「外國ニ於ケルあはび漁業」という重要な小論があり、源之助や仲治郎は熟読して調査研究の参考にしたと思われる。その部分を再度抜粋すると「…あわびハ七十餘種アリ東洋、南洋、歐洲、及ビ北米太平洋岸ニ饒産ス…北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ北太平洋沿岸ノあわび漁業ハ千八百七十九年ニハ肉及ビ介殼ヨリ十三万弗許ノ収獲アリ…千八百八十八年ニハ其収獲實ニ三百万弗ニ達セリ、然レドモ志那人ノ貪慾ナル濫獲シテ遂ニ諸所ノ漁場ヲ荒廢ニ歸セシメタリト云ウ、同國ニテハ介殼ノ方肉ヨリモ貴シ、千八百七十九年ノ報告ニヨレバ介殼ノ一噸四十弗及至九十弗、肉ハ一磅凡ソ五仙ノ割合ナリト云ウ、要スルニ外國あわび漁業ハ未ダ幼稚ニシテ捕獲法等ニ至リテハ未ダ本邦ノ右ニ出ヅルモノナキガ如シ、種類ハ本邦産ノモノト異ナレリ。明治廿七年十一月…」である。

1895（明治28）年の『あわび研究第一報』報告書には、「…北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ…志那人ノ貪慾ナル濫獲シテ遂ニ諸所ノ漁場ヲ荒廢ニ歸セシメタリト云ウ、同國ニテハ介殻ノ方肉ヨリモ貴シ…外國あわび漁業ハ未ダ幼稚ニシテ捕獲法等ニ至リテハ未ダ本邦ノ右ニ出ヅルモノナキガ如シ…」と指摘し、小谷兄弟も注目したはずである。岸上鎌吉が小論であっても「外國ニ於ケルあはび漁業」が著述できたのは、「当時の農商務省水産調査所では、米政府に関わる漁業や水産関係の報告書やディヴィッド・スター・ジョーダンの論文などを翻訳して、日本の漁業や水産政策に活用」していたからであった。

これを裏付ける資料として当時の『官報』を取り上げたい。政府が発行する唯一の法令公布の機関紙が『官報』であり、1883（明治16）年に創刊された政府情報の公的な伝達手段として今日まで発行されている。1895（明治28）年12月7日発行『官報 第三七三四號』の「公使館及領事館報告」には、「哥倫比亞州ニ於ケル本邦水産調査所試製魚類ノ品票」として「ヴァンクーヴァ駐在帝國二等領事能勢辰五郎」が報告している。農商務省水産調査所は「試製魚類（塩漬製や燻製など）」として、魚類加工品が海外で販売できる商品になるかどうかをアメリカやカナダ各都市の魚類問屋に依頼して魚類加工試供品の品評会をおこない、消費者の嗜好を調査した報告である。その際に各地の水産事情も取り上げ、日本人や中国人などの漁業者の動きや魚類の輸出入のこと、食生活での魚類の摂取、宗教徒の食材の視点も入れて取り上げている。魚類消費が多いアメリカやカナダ向けに輸出できる商品開発をおこなっていくが、その先頭に農商務省水産調査所が立っていたことがわかる。

海外からの報告も受けて、翌年『明治廿九年度水産調査所事業報告』を作成し、1897（明治30）年に発行している。そのなかにある「海外販路調査」では、缶詰の海外需要を確かめるため試製品を領事館に送って現地での品評を依頼している。また、塩鯖販路では「千葉県下館山関澤水産製造所ニ託シテ製造シセシメ米國紐育ストローメヤー商會ニ送付シ試賣セシメタリ…」とあるので、館山に居住して「関澤水産製造所」を運営していた元水産伝習所所長関澤明清が関わっていた。アメリカでの水産調査や缶詰製造、魚類加工を見聞してきた人物であり、小谷仲治郎の水産伝習所時代の所長であり教員であった

この関澤が97（明治30）年1月に突然、死去している。アメリカなど海外の水産事情を詳しく紹介してきた関澤は、卒業後も仲治郎らに影響を与えていたと思われ、とくに関澤が伝習所を辞して館山に住居しつつ漁船を所有して漁業生活に入ると、仲治郎とは交流を深めたであろう。豊津村を拠点に捕鯨事業をおこない、日本水産会社を買い取って関澤水産製造所を運営しながら、伝習所生徒たちの夏季実習の場を提供するなど、官吏から企業人に転身した姿は若者たちに水産人の生き方の模範を示すことになった。しかし、道半ばで関澤が亡くなったことは、仲治郎に大きな衝撃を与えたであろう。葬儀に政府関係者や農商務省高官、大日本水産会役員、そして伝習所教員や仲治郎などの卒業生たちが参集した際に、仲治郎は農商務省の人物から野田や井出、磯部ら依頼されていたモントレイでの鮑調査の話を書く機会になったとも考えられる。

そして、1898（明治31）年5月7日発行『官報 第四四五三號』と1900（明治33）年4月9日発行『官報 第五〇二七號』は、小谷兄弟が渡米して採鮑業を開始していく時代に関わっている。モントレイの漁業や採鮑業のことが簡潔に報告されている極めて重要な『官報』である。この二つ以外にも同様の報告があるかもしれないが、現在手元にあるこの『官報』を使って、政府・農商務省が当時、アメリカのカルフォルニア・モントレイの漁業をどう把握していたかを紹介したい。

『官報 第四四五三號』「公使館及領事館報告」は帝國領事館報事務代理領事館補船越光之丞と外務書記生瀬川淺乃進が報告したもので最初に「桑港附近在留本邦人状況」を取り上げている。この

調査では、サンフランシスコ領事館管内のカルフォルニア・ネバダ両州の在留邦人状況を観察し、日本人が最も多いのはカルフォルニア州の約五千人とし、サンフランシスコを拠点にサクラメントやロサンゼルスを南北の両翼として、フレスコやワッソビル、バカビルノ付近に多くの日本人が集まり労働に従事し、季節が変わる度に四方に散らばり定住していないと報告している。各都市の在留邦人の人口動静や職業別動向、他国の移民の様子とともに、農業、商工業、漁業、鉱業その他諸業に分けて見聞したことを詳しく調査している。この報告書は関係団体の会報に抄録され同年の『会報』（第192号）6月号の外報に漁業部分が「北米加里福尼州沿海漁業」との題で記事になり、『講農会会報』10月号には「桑港附近在留本邦人の状況」として『官報』より読み易く報告全体が取り上げられている。

漁業の部分抜き出すと「加里福尼州沿海ノ漁業ハ従来伊太利、西班牙及葡萄牙人等ノ多ク營ム所ナリシニ桑港近傍竝ニモントリオールノ海岸ニ於テハ近來支那人ノ之ニ従事スル者漸次増加シ已ニ其漁獲セシ魚貝類ヲ乾燥シ之ヲ其本國ニ輸出スルノ途ヲモ開キシニ本年四月中佐賀縣人野口音三郎ナル者紀州熊野ノ漁夫ニシテ兼テ當國ニ在留スル者數人ヲ率ヒテモントリオールノ海岸ニ於テ漁業ヲ始メタリ之ヲ本邦人ノ當國ニ於テ漁業ヲ營ムノ嚆矢トス漁季ハ毎年三四月頃ヨリ十月頃マテニシテ殊ニ夏季五六月ノ交ヲ以テ盛ナリトス其漁獲スル魚類ハ鮭、「シーバス」、鯖、鰯、鰻、鰈、鱈、鮑、海豚及鯉魚等ニシテ野田ハモントリオールノ近海に於テ西人ノ獵獲スル鯨肉（西人ハ油ヲ取りテ肉ヲ捨ツ）ヲモ引受ケテ汎ク之ヲ販賣スルノ計畫ヲ為セリ右本邦漁夫ハ冬季漁業ノ閑ナルトキニハ其近邨地方ニ於テ伐木及開墾等ニ従事スルノ見込ナリト云フ」と報告されている。

この「モントリオール」とはモンレーのことであり、この地に来た佐賀県出身の野田音三郎が「紀州熊野ノ漁夫兼テ當國ニ在留スル者數人ヲ率ヒテ…本邦人ノ當國ニ於テ漁業ヲ營ムノ嚆矢」としている。領事館書記生瀬川が報告書にまとめるにあたって、『官報 第四四五三號』の発行の5月7日から逆算して、カルフォルニア州とネバタ州の各地を巡回し、とくに都市を中心に聞き取り調査をした時期は98（明治31）年の初めであり、その頃にモンレーに行き野田らの漁業を取材したのではないかと推察される。乾鮑のことは「支那人ノ之ニ従事スル者漸次増加シ已ニ其漁獲セシ魚貝類ヲ乾燥シ之ヲ其本國ニ輸出」と報告しているため、野田や井出の依頼で小谷兄弟の鮑調査が始まった頃と思われる。なお、「野田ハモントリオールノ近海に於テ西人ノ獵獲スル鯨肉（西人ハ油ヲ取りテ肉ヲ捨ツ）ヲモ引受ケテ汎ク之ヲ販賣」とする計画があったとすると、井出百太郎と組んでいた森俊肇が、その後捕鯨活動に関心を持って事業化のきっかけにしたとみている。

カルフォルニア・モンレーの漁業、とりわけ採鮑業をみるうえで極めて重要な『官報』は、1900（明治33）年4月9日発行『官報 第五〇二七號』である。「公使館及領事館報告」のなかの「米國加里福尼州視察情況」は、アメリカ・カルフォルニアの地理、各都市の水産事情を紹介したものである。とくにモンレーの採鮑業については、これまであまり取り上げられなかった内容であり注目すべき貴重な公文書である。小谷兄弟ら渡米鮑漁師に対しての政府や農商務省の資料が見当たらないなか、他の日本側資料やアメリカ側資料と重ねながら、不明部分を埋めていく必要がある。

注目している箇所を抜き出し検討してみる。「…モントリオール市ハ桑港ノ南百二十五哩ノ沿岸ニ在リテ百八十年前ノ建基ニ係リ加州ノ首都ト定メラレタル舊市ナリ今日ニ於テハ商業地トシテ格別枢要ナラサレトモモントリオール湾ニ瀕シ當沿岸ニ於テ風光最佳ノ點ニ在リ市ノ南一哩許ニ於ケル「デル、モンテホテル」と稱スルハ南太平洋鐵道會社ニ所屬スル宏壯ノ旅館ニシテ美麗ナル百二十噓ノ公園ニ繞圍セラレ且ツ附近白砂青松景象無涯ノ間車馬遊臨ノ道路十七哩ヲ存シ宛然一箇ノ桃源ヲ成シ眞ニ米國保養地ノ女王タル名稱ニ恥チス夏時郡人士ノ暑ヲ此地ニ避ケ山水秀美ノ

裡ニ適遊スル者甚タ多シ當市及其附近ニ在留スル本邦人ハ數十人ニシテ多クハ皆漁業ニ従フ者トス就中桑港ニ於テ本邦雜貨ヲ販賣スル井出商店ノ副事業タル漁業場ハ市ヲ距ル數哩ノカーメル崎ニ在リテ目下二臺ノ潜水器ヲ装置シ二十餘人ノ漁夫ヲ雇用シ専ラ鮑漁ニ従事ス漁獲高各月五万乃至十萬封ニ達シ其肉ハ總テ干鮑ノ上桑港ヘ運搬セラレ清國ヘ輸出ノタメ桑港ヨリ在長崎清商ヘ向ケ轉送セラル而シテ該品質ハ本邦産等ニ比シ下等ニシテ現今ノ取引價格ハ百封ニ附キ六十圓ナリ又貝殻ハ歐州ヘ輸送ノタメ桑港ノ商人ヘ賣渡シ二千封ニ附キ米貨三十五弗ニ價スト云フ右井出ノ外モントリオール地方ニ於テ採鮑業ニ従フ清國人數人アリ而シテ軔近當國人間之ニ對シ反抗者ヲ出スニ至レリ後ノ理由トスル所ハ凶歛ニ際シ緊要ノ好食料ヲ保存セラルヘカラスト云フニ在リテ昨年加州州會中該漁業禁止案提出セラレタレトモ通過スルニ至ラスシテ止ムヲ得タリ然ルニ頃日同様ノ議案更ニモントリオール郡會ノ議ニ上リタル結果竟ニモントリオール灣ヨリカーメン灣ニ至ル約十哩ノ沿岸ニ於テ採漁スルヲ禁セラレ且ツ右區限外ニ於テ漁鮑スル者ニ對シテハ六十弗ノ税金ヲ賦課スルニ至レリ井出漁場以外當地方ニ於テ本邦人ノ漁場ヲ營ム者野田音次郎ノ漁場アリ島崎春吉ナル者亦曩ニ捕鯨器ヲ購入シ目下該漁業ヲ開始スルノ計畫中ナリト云フ」との記載である。現地で調査した時期は、1900（明治33）年4月9日付『官報』発行から逆算して、この年の初め頃、モンレーなどで聞き取り調査をしたのでないかと思われる。

報告者はカルフォルニア各地を視察し、1898（明治31）年5月7日発行『官報 第四四五三號』においてサンフランシスコ領事館書記生瀨川光之丞が調査報告した人口動向や産業別の基礎データを参考に、あらためて統計的な資料を収集し、カルフォルニアの各都市を調査している。全体的に簡潔な報告の割には、モンレーの部分が比較的詳しく記載しており、これまであまり取り上げられなかった採鮑業を報告している。

なかでも「…井出商店ノ副事業タル漁業場ハ市ヲ距ル數哩ノカーメル崎ニ在リテ目下二臺ノ潜水器ヲ装置シ二十餘人ノ漁夫ヲ雇用シ専ラ鮑漁ニ従事…肉ハ總テ干鮑ノ上桑港ヘ運搬セラレ清國ヘ輸出ノタメ桑港ヨリ在長崎清商ヘ向ケ轉送セラル而シテ該品質ハ本邦産等ニ比シ下等…」という部分は、「井出商店」が「カーメル崎」において20余名の漁夫を雇って2台の器械式潜水器を使用して採鮑をおこない、採ったものは乾（干）鮑にして清国に輸出していること、その輸送はサンフランシスコ港から一旦長崎の清商に送ってから清国に転送していることを伝えている。井出商会水産部は採鮑の部分で20余名の漁夫を雇って2台の器械式潜水器の使用は確かな数字であると考えられ、小谷兄弟らをはじめとする渡米した鮑漁師たちがいた。ただ、1台の潜水器械を乗せた船は安房からの漁師たちであったと思うが、もう1台はどこからの漁師たちが関わっていたのだろうか。また、乾鮑を清国に輸出するにあたり、なぜ長崎を通じて輸送していたか。さらに当時、井出以外の採鮑業者には数名の清国人を雇っているとすると、器械式潜水ではなく手鉈での採鮑をおこなっていたなかで、器械式潜水での採鮑をおこなっている日本人グループの姿は生産も多く、地元住民たちから当然、鮑資源を保護せよとの声にさらされていく。

当時の「…昨年加州州會中該漁業禁止案提出セラレタレトモ通過スルニ至ラスシテ止ムヲ得タリ然ルニ頃日同様ノ議案更ニモントリオール郡會ノ議ニ上リタル結果竟ニモントリオール灣ヨリカーメン灣ニ至ル約十哩ノ沿岸ニ於テ採漁スルヲ禁セラレ…」とあり、カリフォルニア州議会に採鮑業を禁止する法案が提出され、その時は通過するまでには至らなかったが、同じような法案が今度はモンレー郡議会にも上程され、結果は法案が通りモンレー灣からカーメル灣までの沿岸において採鮑漁が禁止になったことが述べられている。なお、採鮑業に対する住民からの規制要求問題は別項において現地の新聞報道などを取り上げる。

そして、注目しているのは「…井出漁場以外當地方ニ於テ本邦人ノ漁場ヲ營ム者野田音次郎ノ漁場アリ島崎春吉ナル者亦曩ニ捕鯨器ヲ購入シ目下該漁業ヲ開始スルノ計畫中…」という部分である。当初、採鮑は小谷兄弟らが担って野田と井出は共同で経営していたのであるが、何らかの理由で分裂しているので、この時は井出商店の漁場と野田音三郎の漁場に分かれている記載されている。

その他に島崎春吉が採鮑業をおこなっているが、捕鯨器を買ったので捕鯨事業を計画しているところがある。このポイントロボスの捕鯨については、1898（明治31）年末に森俊肇経営の森合名会社がアメリカ企業から捕鯨関係一式を買い取り事業化している。島崎春吉は採鮑業から森とともに捕鯨事業を進めていったのだろうか。なお、この島崎春吉は、別項の「5. 新聞にみるモンレーの住民たちの採鮑業規制要求」で取り上げている人物と重なる。採鮑業の規制に対して新聞『モンレー・サイプレス』に長文の寄稿が掲載されるが、書いた人物はポイントロボスの採鮑業者「H. Shimasaki」である。この人物の寄稿文は鮑の調査研究に基づいた内容であり、当時の採鮑業者のなかで書ける人物は小谷仲治郎しかいなかったと思われる。

この頃の『官報』をみると、水産伝習所時代の小谷仲治郎（明治24年7月第3回卒業）の同級生前田謹一郎がアメリカやカナダに来ている。1898（明治31）年5月28日発行の『官報 第四四七一號』「公使館及領事館報告」の「加里福尼州製鹽業状況」は、農商務省海外実業練習生であった前田の調査報告である。1894（明治27）年の『大日本水産会報』（以下、『会報』と略）5月号に「英領加奈陀の鮭漁」、8月号に「英領コロンビヤ州通信」があるので前田は漁業視察のため北アメリカに来ていたが、その際に水産調査所から委嘱され、「英領コロンビヤ州鮭漁業竝罐詰製法調査報告」

（『水産調査報告第3巻』農商務省水産局）に関わっている。翌95（明治28）年の『会報』11月号の大日本水産会員名簿には、前田が「在米桑港領事館ニテ」とし、この年11月に農商務省海外実業練習生に採用されると、アメリカの水産業調査を命ぜられるとともに、一時期ハーバード大学で学んだようだ。そして、1902（明治35）年3月までサンフランシスコを拠点に調査活動に従事し農商務省へ報告書を送っている。仲治郎が渡米して同級生の前田と水産情報の交流のために接触した可能性は高い。